

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

改正のポイント

宅地建物取引業に従事する宅地建物取引主任者については、宅地建物の安全な取引のために果たすべき責任の増大や、中古住宅の円滑な流通に向けた関係者との連携等、その役割が大きくなっていることを踏まえ、次に掲げるとおり宅地建物取引業法の改正を行うものとする。また、あわせて従業員の教育や暴力団排除の規定を整備する。

1. 「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」とする

2. 宅地建物取引士に関し、以下の規定を置く

○ 宅地建物取引士の業務処理の原則

宅地建物取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実にこの法律に定める事務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならない。

○ 信用失墜行為の禁止

宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

○ 知識及び能力の維持向上

宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

3. その他

○ 宅地建物取引業者による従業者の教育の規定を置く

宅地建物取引業者は、その従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、必要な教育を行うよう努めなければならない。

○ 宅地建物取引業者・宅地建物取引士に係る暴力団排除規定を置く